

令和6年度南風原町障がい者優先調達推進方針

令和6年4月1日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、南風原町が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、南風原町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型・B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 共同受注窓口の活用

障害者総合支援法に基づく施設等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口である「一般財団法人沖縄県セルプセンター」（※注）を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

（※注）障がい者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体である。

6 対象となる物品等

障害者就労施設等が供給する物品等とする。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、民生部保健福祉課（以下「担当課」という。）とする。

8 調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに南風原町関係各部局へ提供する。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、可能な範囲において随意契約を執行するなど、円滑な調達の推進に努める。

9 調達目標

前年度の調達実績以上となるよう努めるものとする。

10 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、本方針及び年度毎の調達実績を会計年度の終了後、南風原町のホームページ等により公表する。

11 その他

物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。